

災害時における災害廃棄物の戸別収集受付に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と日本電気株式会社千葉支社（以下「乙」という。）は、「千葉市地域防災計画」で扱う災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、災害廃棄物の戸別収集に関する受付業務（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時における災害廃棄物の戸別収集に関する円滑な受付を遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、市内において災害が発生した場合は、乙に対し、千葉市地域防災計画及び千葉市災害廃棄物処理計画に基づく協定業務の実施について協力を要請するものとする。

（定義）

第3条 この協定において「災害廃棄物」とは、千葉市災害廃棄物処理計画における災害廃棄物のうち、損壊家屋の撤去に伴い排出されるものを除くものとする。

（協力要請の手続）

第4条 甲は、第2条の規定により乙に協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面により乙に通知するものとする。

- (1) 要請の内容
- (2) 災害廃棄物の収集受付期間
- (3) 災害廃棄物の収集品目
- (4) 受付を行う災害廃棄物の収集運搬を実施する環境事業所または収集運搬事業者等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定に関わらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を記載した書面を乙に交付しなければならない。

3 第1項の場合において、甲は、乙の円滑な協力が得られるよう、乙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（協定業務の実施）

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な体制を構築し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い、次の業務を実施するものとする。

- (1) 災害廃棄物に関する収集申込み・変更・キャンセルの受付
- (2) 災害廃棄物に関する収集日の伝達
- (3) 収集受付を行った家庭系災害廃棄物の収集運搬依頼
- (4) 受付を行った災害廃棄物に関する統計
- (5) 前各号に伴う必要な業務

（実施の報告）

第6条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、次に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

- (1) 協定業務に従事した人員及び時間

- (2) 協定業務に従事した期間
- (3) 協定業務により処理した受付状況の記録
- (4) その他必要な事項
(費用の負担)

第7条 当該年度に締結している粗大ごみ受付センター運營業務委託契約（以下「契約」という。）に基づく人員・設備等を超えない範囲での協定業務の実施については無償とする。ただし、協定業務の遂行に関し、契約の範囲外で要した費用の負担については、甲、乙協議の上決定するものとする。

(相互の連絡)

第8条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(有効期間)

第9条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、千葉市粗大ごみ受付センター運營業務の委託契約期間に限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和2年9月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 熊谷 俊人

乙 千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1
日本電気株式会社千葉支社
支社長 米本 期子